

令和5年4月6日

生徒及び保護者の皆様

県立港北高等学校長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

ご入学おめでとうございます。皆様の港北高校における3年間で実りあるものとなりますよう、職員一同努力してまいりますので、よろしく願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえた県立学校における取組に関しまして、令和5年2月20日付本県教育長通知、同年2月20日決定の神奈川県の方針（対処方針、基本方針）及び令和5年3月17日付文部科学省初等中等教育局長通知に基づいて行いますので、お知らせいたします。感染状況の変化等によって変更になる場合もありますが、その時は改めてお知らせいたします。

本校においても、今後とも感染拡大防止に向けた取組、感染者発生時の適切な対応に努めてまいります。ご家庭におかれましても、日常の健康観察を行っていただきますとともに、基本的な感染防止にご理解とご協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

1 引き続き効果的な換気の徹底等の基本的な感染防止対策を講じながら、通常の教育活動を実施します。

ア 基本的な対応について

○生徒、教職員のいずれにも、教育活動の実施に当たり、マスクの着用を求めないこととします。

○次の場面においては、生徒、教職員のいずれにもマスクの着用を推奨します。

- ・登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
- ・校外学習等において医療機関や高齢者施設を訪問する場合

○感染不安があるなど、様々な事情により、マスクの着用を希望する生徒等がいることから、生徒にマスクの着脱のいずれも強いることのないようにします。

○マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、学校としても適切に指導いたしますが、ご家庭におかれましてもご理解ください。

○登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに、学びの保障に取り組みます。

イ 学習活動について

○一定の感染防止対策を講じながら実施いたします。

ウ 部活動について

○一定の感染防止対策を講じながら実施いたします。

令和5年5月8日以降、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上、5類に位置付けられた場合の学校教育における教育活動の実施につきましては、今後の国の動向等をふまえて検討し、改めて通知いたします。なお、「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴をふまえた県立学校における児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合の当面の対応」につきましては、当面の間従来通りとなりますので、改めてお知らせいたします。

1 陽性かつ有症状の場合の対応

- ①発症日を0日として、翌日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合は8日目から療養解除を可能とします。療養期間は「出席停止」扱いとなります。
- ②ただし10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、健康状態の確認、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等の回避、マスクの着用等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いいたします。

2 陽性かつ無症状の場合の対応

- ①検体採取日(検査日)を0日として、翌日から7日間を経過した場合、8日目に療養解除を可能とします。
- ②5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合、6日目に解除を可能とします。なお、①②いずれの場合も療養期間は「出席停止」扱いとなります。
- ③ただし7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、健康状態の確認、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等の回避、マスクの着用等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いいたします。
- 検査時に無症状でも、療養中に発症した場合は、改めて療養期間をカウントし直しとなります。

3 生徒が濃厚接触者になった場合の自宅待機期間について

- ①発端となる陽性者(同居する家族等)と接触した最終日を0日として、翌日から5日間の自宅待機となります。
- ②同居する家族等の濃厚接触者とされた生徒については、感染者の発症日または感染対策を講じた日を0日としていずれか遅いほうから5日間発症がない場合は解除とします。
- ③無症状の場合、2日目と3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で2回続けて陰性だった場合は、3日目に待機解除とすることができます。なお、①②いずれの場合もその期間は「出席停止」扱いとなります。
- ただし待機期間終了後も7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、健康状態の確認、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等の回避、マスクの着用等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いいたします。

4 発熱等の風邪症状がみられる場合

- 本人に症状がみられる場合、原則、症状が改善されるまで「出席停止」となります。医療機関の受診または自宅療養をお勧めいたします。
- 同居の家族に発熱等の風邪症状がみられ、感染の可能性について保護者からの申し出があった場合は、原則当該家族の症状が改善されるまで、登校は控えてください(この場合は「校長が出席しなくてよいと認めた日」と扱うことができます)。

問合せ先
副校長 重本
電話 (045)541-6214